

令和5年9月28日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和5年9月25日付託分)

健康医療局

議案（条例その他）

1	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要	1
2	旅館業法施行条例の一部を改正する条例の概要	2
3	神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の概要	3
4	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要	4

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、喫煙及び受動喫煙の定義を健康増進法（以下「法」という。）に合わせるとともに、喫煙禁止区域の表示等に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「喫煙」及び「受動喫煙」の定義の改正
法の定義に合わせる。（第2条関係）

イ 対象範囲の変更
対象範囲を現行の「室内」から法に合わせて「屋内」に改正する。
（第2条関係）

ウ 法による区分を考慮した施設区分の新設等
条例による施設区分のうち、県第1種施設は、法による区分では法一種と法二種に分かれるところ、区分に応じて設置できる喫煙室の説明が事業者等にとってわかりにくいため、法を上回る規制を行っている「条例1種かつ法二種」については、新たに区分を設けて「県特定第1種施設」とする。（第2条及び別表関係）

エ 喫煙禁止区域の表示等義務の廃止
法により、原則屋内禁煙となったことから、施設内を完全に禁煙とした場合の喫煙禁止区域の表示等義務は廃止する。（第11条関係）

オ 条例見直し期間の変更
法により、受動喫煙に関する社会状況は一定の着地をしたと判断されるため、条例の見直し期間を現行の3年から県条例の原則である5年とする。（附則第4項関係）

カ その他所要の規定の整備を行う。（第8条及び第12条～第18条関係等）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

2 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、意見を求める者及び手数料の徴収に係る規定に事業譲渡を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 意見を求める者の規定の整備を行う。（第2条関係）

イ 手数料の徴収の改定

改正後の旅館業法第3条の2第1項に規定された営業者の事業譲渡による承継に係る手数料の規定を改定する。（第8条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第1条及び第4条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

3 神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、条例の見直し期間を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

海水浴場における喫煙ルールの浸透及び遵守率の向上により、海水浴場におけるたばこ対策は定着したと判断されるため、条例の見直し期間を現行の3年から県条例の原則である5年とする。（附則第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

4 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正に伴い、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継に係る規定に営業の譲渡を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

食品衛生法の一部改正と同様に、事業譲渡による承継について規定する。（第22条の2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日

イ 経過措置

改正後の第22条の2の規定は、この条例の施行の日前に営業者又はふぐ加工製品取扱者に係る営業又は業の譲渡があった場合におけるその営業又は業を譲り受けた者については、適用しない。